

名古屋都市計画用途地域の変更（日進市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容 積 率	建築物の 建蔽率	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最 低 限 度	建築物の 高 さ の 限 度	その他 及び 備 考
第一種低層	約 74ha	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10m	6.6%
住居専用地域	約410ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	36.4%
小 計	約483ha						43.0%
第二種低層 住居専用地域	約 25ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	2.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 81ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	7.2%
	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.9%
小 計	約102ha						9.0%
第一種住居地域	約264ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	23.5%
第二種住居地域	約 39ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.4%
準住居地域	約 25ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.2%
近隣商業地域	約 15ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約 33ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.9%
小 計	約 47ha						4.2%
準工業地域	約106ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.5%
工業地域	約 33ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
合 計	約 1,124ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。